

会議録
令和３年第１回更別村議会定例会
第５日（令和３年３月１８日）

◎議事日程（第５日）

- 第 １ 会議録署名議員指名の件
- 第 ２ 議案第４９号 副村長の選任につき同意を求める件
- 第 ３ 議案第５０号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 ４ 議案第５１号 令和３年度更別村一般会計補正予算（第１号）の件
- 第 ５ 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（８名）

議長	８番	高 木 修 一	副議長	７番	織 田 忠 司
	１番	遠 藤 久 雄		２番	上 田 幸 彦
	３番	小 谷 文 子		４番	松 橋 昌 和
	５番	太 田 綱 基		６番	安 村 敏 博

◎欠席議員（０名）

◎地方自治法第１２１条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	西 海 健
教 育 長	荻 原 正	農業委員会長	道 見 克 浩
代表監査委員	笠 原 幸 宏	会計管理者	安 部 昭 彦
総 務 課 長	末 田 晃 啓	総務課参事	女ヶ澤 廣 美
企画政策課長	佐 藤 敬 貴	企画政策課参事	高 田 大 資
産 業 課 長	本 内 秀 明	住民生活課長	小野寺 達 弥
建設水道課長	佐 藤 成 芳	保健福祉課長	新 関 保
子育て応援課長	石 川 亮	診療所事務長	酒 井 智 寛
教育委員会教育次長	小 林 浩 二	農業委員会事務局長	川 上 祐 明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長	高 橋 祐 二	書 記	高 瀬 大 輔
書 記	加 藤 廣 衛		

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

○議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 4 番、松橋さん、5 番、太田さんを指名いたします。

◎日程第 2 議案第 49 号

○議長 日程第 2、議案第 49 号 副村長の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。議案第 49 号 副村長の選任につき同意を求める件であります。

このたび西海副村長から 3 月 31 日をもって退職する旨の申出があり、この申出を了承しましたことから、次期副村長を内閣府まち・ひと・しごと創生本部事務局長が担当する地方創生人材支援制度を活用し、国家公務員の派遣を受けることで検討してまいりました。地方創生人材支援制度は、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者及び民間専門人材を市町村長の補佐役として派遣するものであります。

それでは、議案を御覧いただきたいと思います。副村長に次の者を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする者は、住所は東京都大田区仲六郷 2 丁目 3 番地 11 号、氏名は大野仁氏であります。生年月日は、昭和 41 年 1 月 23 日生まれで 55 歳であります。

大野氏におかれましては、昭和 59 年、大蔵省に入省後、平成 20 年、金融庁総務企画局総務課長補佐、平成 24 年、金融庁総務企画局政策課長補佐、平成 28 年、預金保険機構総務部審議役などを歴任し、また平成 30 年におきましては内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター参事官補佐を経て、現在個人情報保護委員会事務局情報セキュリティシステム検査専門官として個人情報の監視監督業務を担当しております。

大野氏におかれましては、地方創生への高い意欲を意識を持ち、さらに金融庁等での財政運営全般に関わる経験豊富な実績、また内閣官房での危機管理対応、特に情報セキュリティに精通をしていることから、現在進められている急速な行政のデジタル化への対応、

また採択を目指しておりましたスーパーシティの橋渡し等、喫緊の村の課題に対応できる副村長として村政に最大限尽力いただけるものと確信をしております。

ぜひともご同意賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 確認させていただきたいのですけれども、地方創生人材支援制度を活用して、国から来られる予定の方だというふうに伺っているのですけれども、私ちょっと心配するのは、例えば大きなところでいけば副長体制で1人ではなくて2人、3人、こういうところでは多分こういう制度というのは生かされてくるのだろうというふうには思っているのです。心配するということは、外部については十分そういう方でいらっしゃるということは理解できるのですけれども、内部の例えば職員の能力だとか、それから適材適所だとか、そういったフォローの部分、もちろん村長いますからある程度はできるでしょうけれども、事務のトップとしての要するにそこが初めて更別に来るということで弱いところだと思うのです。その辺をどういうふうにカバーされるのか、またカバーしていこうとしているのか、村長に伺いたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さんのご質問にありました。1つは、内部的な部分も含めて引継ぎ等も勘案したお尋ねだと思うのですけれども、3月16日ですか、内閣府担当坂本大臣から派遣ないし派遣見込みの発表が内閣府からあったわけですが、今回75市町村86名ということで、国家公務員が21市町村21名、大学研究者が2町2名、民間専門人材、特にデジタル人材分野ですが、52町村63名ということで派遣をしております。派遣が見通しが決まりましたら、内閣府において地方創生に関する研修が直ちに開始をされます。現在研修中でありまして、4月、日はちょっと赴任、具体的な日時、今4月1日というふうに予定していますけれども、若干ずれる可能性もありますけれども、今調整を行っていますけれども、その部分しっかり研修をしていくということで、今体制としては確かに国のほうから来るということでありますし、村の実態とかいろんな部分についてはもちろん西海副村長から引継ぎ等を行いますけれども、各課全て現在の喫緊の課題、あるいはこれからの計画等について、そういうものを年度末にまとめてありますので、その部分の各課における引継ぎをしっかりと行うこと、特に指令塔である総務課においてはいろいろとこれまでも対応していただいておりますけれども、新しく来た副村長に対してそういう補佐というのですか、そこをしっかりとやっていただくということであります。職員の能力等につきましても、これについても引継ぎもありますし、それぞれ面談ということで最初開始をされますので、各課の課題、あるいは計画推進、それぞれ課のトップが持っているいろんな状況とか意欲とかそういうようなものも含めて、全てそれを引き継いでやっていただくということで、私としては内部の中でしっかり対応できるというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 最初に、西海副村長、退任されるということで、本当に2年間でしたけれども、ご苦労さまでした。最初に新任のときに厳しい発言をさせていただいて、本当に僕も反省はしていますけれども、本当に更別村のためにありがとうございました。

それで、今回首長のほうからこういう提案があったのですけれども、前の西海さんのときにも若干お話しして、私更別で生まれ育って、70過ぎているのですけれども、今年75周年です、村。それで、十勝管内100周年ほとんど超えて、ここは遅く入った。ピークには7,000人もいて、農家戸数も700戸を超えていましたと。それが離農の嵐で、そして日本一とは言わないのですけれども、ほかの町村の牧草地帯のほうがもっと面積大きいのですけれども、日本一の農業地帯と、特に畑作地帯と、自立しているわけです。それで、独立していると僕は思っているのです、更別村は。それで、西海さんのことを出すとあれだけれども、それはまだ道です。理解していたと、十勝の更別村はと。今度今指名された人は、それは本庁かもしれませんけれども、更別の勉強をまずするのに首長が言われたように何か月でつながって、それは事務的なことは問題ないでしょうけれども、例えば1万1,000ヘクタール、二百何戸つくっている、どういう形態か覚える。職員さん100人近くいる、どういう個性持っているか。僕はやはりその辺が一番、どんな人か分かりませんから、もちろん立派な人なのでしょうし、村のために2年間という約束で……

(何事か声あり)

○4番松橋議員 4年なのですか。僕2年と理解していた。それきっちり言ってもらわないと、皆さん2年だと思っていますよ。その辺も含めてですけれども、やはりもう少し。交付金二十何億もらって、税金では間に合わない村ですけれども、独立していると思っていますのです。東京へ近くなるからいいですよと、本庁行きますよと言っていますけれども、僕はちょっと違うのかなと思って。昔の江戸時代でいえば江戸参りと同じで、必ず向こうから、属国みたいな、言葉は悪いですけれども、そんな気がしているのですけれども、その辺は更別は独立している村で、きちっとやっていると思っているのですけれども、いろんな問題を起こして、お願いすることはたくさんあります、これから国に対して、首長が言うように。水の問題もそうですし、いまだ上げているあれもそうですけれども、その辺をきちっと僕は独立していたと思っているのですけれども、直結は直結になるのでしょうか、ちょっと理解度が僕できないのですけれども、その辺のお答えを。

○議長 長 西山村長。

○村長 今職員に対してはいろんな職員の頑張り度とか、一生懸命頑張っていたいと思っていますけれども、特性とかいろんな部分あると思いますし、それは人事評価等で行って、記録にはしっかり残って、私もコメントを必ず出して、励ましたり、いろんな点をするようにはしておりますけれども、その部分については西海副村長がそうであったように積極的に地域に出ていただいたり、あるいは地域の実情を実際に目で見回ったりというような

ことがありまして、私は責任を持って今度来た副村長にはそういう形で実際に歩いたり、実際に自分の目で確かめたり、今日の課題とかそういう感触を含め、職員のことについてはしっかり私のほうからも、もちろん各課、総務課についてもそうですけれども、私のほうからも伝えていきたいというふうに思います。

いろんな課題があって、国との直結ということではないのですけれども、一応そういうような今国営のこととかいろいろ先々のことありますけれども、私としては10月時点で一番先に考えたのは過疎債が絶望的であったということで、これについて厳しいシミュレーションをしました。その部分をそのまま今回、昨日承認いただきましたけれども、令和3年度の予算案ということで、かなり絞った予算案を提出させていただいたのですけれども、シミュレーションをすると非常に厳しい状況が返ってきました。2025年からは基金を崩していけないと非常に厳しい状況になるのではないかと、あるいは10年間たって過疎債がなければ数十億円の取崩しというのがあったのですけれども、今は辺地債とかいろんな形で、それでもかなりの基金から繰入れをしなければ今後回していけないということもあって、財政事情も非常に厳しいというようなところもありました。あとは、本当に嵐のように押し寄せるデジタル事業成長ということで、ほかの自治体もデジタル対応室を速やかにつくって、大きな市では対応をしているわけですが、そのところが2016年には判この廃止とか、その2年後には免許証あるいは健康保険証、それとマイナンバーとの横づけですか、それと交付金の受け取り、年金の受け取りもそういうふうになっていきます。とてつもなくそういうシステムとか行政のデジタル化に向けて最大限の、これはスーパーシティとかそういうことに関係なくくるわけでありまして、その辺の準備もしっかりしていかなければいけないということで、そういう人材、今回の人材派遣もデジタル関係、あるいはセキュリティ関係の方が大多数を指名しているということで発表ありましたけれども、そういう形でしっかりやっていかなければいけないと思っています。もちろん村のしっかりいろんな形で表にも行きながら、そして内部でも職員と接しながら、しっかりと更別村の課題を把握し、そして更別の皆さんの住民の思いを受け止めながらできるように私としても指導していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 デジタル庁と今ありましたので、若干デジタル庁、これ全員が賛成しているわけじゃないのです、ご承知かと思うのですけれども。国民を全て管理するのは、免許証から健康保険証から。そういう話ししたら変ですけれども。だから、お年寄りも障害者の人もできない人はどうするのだと、そういう逆なことを言っている人もいます。だから、全部が登録をされて、行政に登録をされて、個人情報全部集約されていくのですから、そこに重きを置かれたら困るのです。そのデジタル庁ができる様子で国はやっていきますけれども、反対している人もいますので、スーパーシティのことは言いませんけれども、そこを一緒に考えられると、やはり残された障害者、それからお年寄り、

やっぱりそういう地道に足のついたことをしてもらわなければ、幾ら3,200の村でも恐らく名前覚えるのに1年、職員さん把握するのに1年、地域覚えるのに何年と、それは見てあげられるでしょうけれども、そこばかりいくと後に遺恨を残しますと僕は思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今松橋議員さんおっしゃったとおり、全部デジタル化するわけではありませんけれども、国の動向として好むと好まざるとにかかわらずそういうシステムの導入が半ば強制的といいますか、押し寄せてきます。もう日程も出ていますので。それに行政は対応していかなければいけません。システムを改修していかなければいけません。その中で、もちろん松橋さんの言ったことで一番大事な個人情報とか、そういうことに不慣れな方とか、そういう方を全部一緒にたに一遍にという形は私もそれはどうかと思います。そこはやっぱりしっかりやっていかなければいけないですし、そこが今後重点となってくると思いますので、情報セキュリティーの管理とかいろんなものを含めて、住民の皆さんが納得できる形での行政のサービスのデジタル化というのは進めていきたいというふうに基本的には考えております。

あと、松橋さんご心配のその期間の中でというようなお話前もありました。その危惧は私も重々承知をしておりますから、しっかり本当に地域に出て、あるいはいろんな課題等実際に見ながらということと、また聞き取り等も含めてそうですけれども、なるべくスピード感を上げて、そして村の実態把握等いろんな形で課題把握に努めてもらって、そこでしっかり仕事をしてもらうという形で私としてはしっかり指導していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 確認だけさせてください。今のご提案の副村長についてということでございますけれども、基本的に副村長の位置づけという部分で、やっぱりそれは村民と共有しなければならないというふうに私は思っているのです、人材については。それは、村長が全て村民も含めて掌握できるということはできないし、やっぱりそれは村長としての執行責任においてどう企画立案していくかという部分の根本を担うのは村長だと思いますけれども、その実務、あるいは住民に周知、あるいは職員の総括的な部分等を考えると、そういう部分をもっともっと重要視した形の考え方ってなかったのかなというところが少し残念に思っているのです。それはなぜかというと、村長はかねてから更別村の10年後、20年後、30年後の村をどうつくるかということを盛んに言っております。そして、人材育成も強く言っております、ここにきて。であれば、更別村としてどうあるべきなのかという部分が、内部の人材育成も含めてきちっと図るべきでなかったかと思います。村長もう2期目です。2期目の中を今経過しているわけです。その中で、そういう考え方ってなかったのかなというふうにちょっと残念に思うというよりも、その点の思いというか、考えが私どもに今のところ伝わっていないなという気はします。

過疎指定の関係でございますけれども、今回本当に皆さんの努力、村長ほか努力で過疎債、何とか継続していただいたと。だけれども、それは、過疎債の指定外れる、外れないという文言を使いましたけれども、僕は決してそうではない。過疎債外れたときには、もし仮に外れたという現実直面したときには、基本的には内部でどうしっかり図るかという前提で、やはりその仕組みをつくっていかないとまずは駄目なのです。困った、困った、ああ、どうしようかではもう済まないのです。その中の村の行政の執行者を中心として、職員もそういう共通認識を持ちながら、住民にどうフィードバックしていくかということが僕は一番大切だというふうに思っているのです。今でも思っています。基本的には住民との向き合い方なのです、この田舎というのは。大切なのは。住民といかに膝を交えて会話ができて、住民の総意に基づいた部分をどう構築するかが今更別村の創生するための基本原則なのです。それを基に考えていかないと基本的には、確かにいい人かもしれない。分からない、私は。説明受けても分からない、正直言って。分からないけれども、村長が本来からいえばその人にお会いして、その人にほれ込んで、この人いいなという部分の担保が取れて、この人だったら副村長に持てきたいという本当の考えであれば、私はその部分の考え方には賛同する、しないでなくて納得はできるのですけれども、今の経過の中の説明の中ではちょっとやっぱり私は弱いというか、何か村長の思いが考案的にぶれているのではないかなという感覚も持つのですけれども、その点しっかり、その部分できるのか、できないとかという部分も含めて、説明というよりもその点の考え方を示してほしいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんおっしゃるところもとてもであると思います。私は、その今ご指摘あった部分は執行者として、トップに立つ者としてしっかりやっていく決意でありますし、やりますということで、最初これまでの過程について説明不足があったのではないかと。住民との共有の部分があったのではないかと。そこは私も素直に反省をして、その部分情報の提供等に遅れ等があったり、不足があったということは認めます。その辺は本当に素直に反省しなければいけないと思います。実際に決定がなされたのは、大臣発表がおとといということもあって、その部分でいろんなやり取りをしていたわけですが、私としては村の課題についてどう向き合ってくれるのか、あるいは人物的には、電話等々ではちょっとお話ししまして、このコロナ禍でありますので、もし今日ご同意がいただければ、そして緊急事態宣言が解除されれば直ちに東京に赴いて、本人と話を、村の課題とかいろんな部分について話をし、そして人柄等についても確認をしていきたいというふうに思っています。金融庁からは、同僚や関係者とのコミュニケーションも良好であるということとか経験豊富であるということ、金融経済に知識が豊富である、情報セキュリティに関する経験が非常に高いということもありました。本人のいろんなお話の中で私は思ったのは、官房業務に関わった中でいろんな関係機関とか職員とのコミュニケーションを重視してきたと。その中で連絡調整に心がけてきたということで、本村に赴任しても

そういう連絡調整、省庁の連絡調整というのはコミュニケーション非常に難しいとは思いますが、その部分しっかりやっていきたいような、経験を生かしてやっていきたいということ、あるいは政府機関におけるIT人材の育成ということで、ぜひとも更別村で今後変化が起きてくるIT人材育成等について自分の持てる力を最大限に発揮したい、もう一つは危機管理対応能力、内閣官房で自然災害の発生、情報システムの漏えい、個人情報情報の漏えい、その他のシステムの構築、制度設計、あるいはそのものに携わってきた人でありますので、その部分についてしっかり村に貢献をしていきたいという話がありました。

当初過疎のことも申しましたが、過疎におきましてはこれは最大限の危機感を持って、昨年各課に指示を出して、シミュレーション、まず財政シミュレーションを細かくやりました。そして、何年度にどのぐらいの持ち出しがあつて、どの事業にどれだけの影響があるか、過疎債がなくなったときの財政状況がいかに逼迫するか、状況的にかなり起債についても有利な起債が使えないということで、その部分をきっちりしました。その中で、行財政改革ということでまた指示をしまして、無駄を省き、そして絞れるところは絞ろうと。今まで打っていた政策の中でも、そこについてはPDCAサイクルということで反省をし、そして総括をし、そして新たな計画を立てるということで、再度立て直した部分を職員が本当に真剣になって提出をしております。それを何回か課長会議で繰り返しまして、過疎がなくなった場合についてのシミュレーションをしっかり予算も立てて組み立てたところであります。その部分は、本当に職員と一丸となってやってきたわけでありまして、その部分を今令和3年度の予算にも引き継いでおりますし、これからの業務の見直しということで大きく改善部分を出して、今鋭意取り組んでいるところであります。

4点目の住民との膝を交えて、それはもう当然のことです。私はそのことが重要であると思います。いろんな地域での触れ合いとかコミュニケーション活動をしておりますけれども、必ず時間があるときにはその場に出向いて、副村長もそうでしたけれども、出向いて直接住民の方のお話を伺うと。その中で、本当に細かい困っているところとかいろんな部分把握できるわけですが、その部分が村政にしっかり本当に肌に感じてそれを政策として、あるいは施策として実行していくと。できていないところは直ちに改善をするということでありまして、それについては変わりはありません。ということで、その姿勢は私も貫きますし、今度赴任してくる副村長についてもその部分をしっかりやらうということで、私としてもしっかり指導し、そして共に住民と膝を交えて、あるいはいろんなニーズを把握するということに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今の村長のいろんな熱い言葉を聞いていて、まず1点、村長はこの副村長というのは住民にとってどのようなものであるべきかということをもまずどのように考えているのか、これが1点です。

今いろんな説明されましたけれども、それは副村長ではなくても、課長で招いても十分に合うことでないのかと、私はそんな気がします。なぜ副村長なのか。おまけに今話聞いていたら、これから会って話しますと。人物評価も正直言って村長は、何回会ったか分かりませんが、太鼓判押せるといいながらも、本人に会っていないで誰も太鼓判押せないと思うのです。

もう一点、万が一村長に何かあったとき、ないと思うのですけれども、生身の体ですから、そしたらそのとき今こっちに来られる方がトップに立つのです。そういうこともきちんと考えて、住民に受け入れられる、住民がどう考えているかです。見たことない人が次に村長だといっても、これは住民ついていきません。そういうことも十分把握して今回のことを国のほうにお願いしたのか分かりませんが、されたのか。

もう一つは、人材育成と言いましたが、今から始まるわけでもないのです。今まで既にやっていなければならぬことをやらないでいて、そして今、今度来る人に一生懸命指導されると言われても、その人は村に残るわけではないのです。そこは、ちょっと言いづらいのですけれども、やはり今いる職員あるいは住民の方からこの人に次の村を担ってもらうのだと人材育成していく、それが一番の仕事だったはずなのですけれども、ほかの部分では人材育成、人材育成と言っていますけれども、一番肝腎な村長の足元の人材育成していなかった。では、これから今から来る人を人材育成といっても、これはもう遅いです。4年たったらいなくなるのですから。それよりもやはり私は今いる人の村内にいる人をきちんと、とりあえず、まだ2年任期ありますよね、村長。その間しっかり人材育成していくのが私は筋だと思うのですが、その辺の考えをお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田さんのご意見もとてもでありまして、副村長というのは村政を、理事者といいますけれども、村長、副村長、そして教育長ということで、しっかり村民のニーズを把握して、それを実際に政策化していくということで、私の場合は政治的な要素も強いので、そういうような判断をして、副村長はそれに対する補佐と、それと職員の調整、あるいは関係機関と関係団体との調整です。政策を立案し、そして実際に進めていき、具体的に進めていくのは課でありますけれども、その上の段階で調整等に当たるということで、外向きの仕事もあるでしょうし、そういうものもしっかりやっていくということで、とにかく村政運営の大事なナンバーツリーの要として副村長については位置づけをしております。

本人に会っていないと、それはもう本当に申し訳ないです。これだけ非常事態宣言で、私も飛んでいきたかったのですけれども、そういう状況の中では行けないということもありまして、電話で話したりというようなことがあったり、志望書とか志望の動機とかいろんな形で話して、話した中身については各省庁といいますか、関係機関からは、それをするのみにするわけではありませんけれども、非常に良好で、人間関係も良好で、仕事もよくできるというようなことで、それは会って確かめてきたいというふうには思っていますけれども、そこは信じていきたいなというふうなことを思っています。

あと、人材育成ということで、前にも皆さん村の中からそういう次代を担うリーダーをということで、私もそのとおりです。思っています。それは、決して2年間というのですか、通算6年ですけれども、してこなかったわけではありません。私は、常にバトンタッチをしていかなければいけないという思いもありますし、それをやっぱりこの村の中から、織田議員さん、必ず自分から私がこの村を担ってやっていくのだという管理職、あるいは人材が私は出てくると思いますし、議会でこういう話をしたらあれですけれども、意中の人物も何人かはいます。その方にも、そんなに直接ということはありませんけれども、そういう話もして、次の世代は君たちが、課長会議では毎回言っています。みんなが村を引っ張っていくのだよと。そのためにしっかり今立案能力とかそういうものの力をつけて、そして財政を伴って、経済財政も今非常に厳しいので、そのことができる能力もしっかり培いながら、そして部下との関係、指導、そしてそういう人間関係も築きながらやってほしいということで、私は必ず、必ずこの村を背負って、自ら奮い立ってやってくれる人物がいるというふうに今確信をしておりますので、その部分については若干今回調整等本当に間に合わなくて申し訳なかったのですが、基本的にはそういうふうに村の将来を担う人材が今の管理職や人材の中から出るというふうに思っております。そうしなければいけないというふうに考えております。

以上であります。

○議長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ほかの議員さんとも重複する部分があるのですが、私は2年前、副村長は村内から選ばれるべき、地域に合った、事情に合った適切で柔軟な政治を行うためには、私は地方分権ということは必ず不可欠だと思います。必要な人材であれば、課長クラスの人も人選できたのではないかと。信用、信頼、村長に万が一の不測の事態が起きたときには副村長がトップに立つ。そういったことを考えて、トップとして村に精通した人物が適任だと思っていましたし、そういった人物を村長が選定すべきという考えは、私は今もその気持ちは変わりません。そして、今回の人事案件については、2年前の副村長の人事案件で道職員からの任用ということを考えれば、任期は4年という話はあったけれども、2年で退職するかもしれないということは私は懸念しておりましたし、ほかの議員さんも懸念していたことだと思います。そういった意味で、まずは村内から選ぶべき考えというのは村長から答弁いただいているので、4か年の任期ということに対しての考えを改めてお聞きしたいと思います。

○議長 長 西山村長。

○村長 基本的に後任ということではなくて新しく選任をするということですから、任期は4年ということになります。ただ、人材育成の関係、内閣府の関係からいろんな制度上のことがありますけれども、基本的には4年ということで、一年一年を西海副村長のようにしっかりやってもらうということで、私はそういうふうに考えております。

中からの人材ということについては、さっき織田議員さんにもお答えしましたがけれども、

基本的には私はそのとおりで、今もそれは現在進行中でありますので、その部分は本当に速やかにそのような形でいきたいなというようなことを考えておりますけれども、今若干調整とかいろんなことがあって、決して育っていないということでもありませんし、そういうようなところではありませんので、その辺ご理解いただければありがたいと思います。

以上であります。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 そういうことで、2年前、もちろん副村長にはこの2年間の功績という面では今宅地分譲されている土地の面ですごくご尽力いただいたこともありますし、村長、副村長が共に健康でいてくれたことで村政がスムーズに進んでいたのは事実であります。がしかし、その2年前、この採決があったときに賛成票、反対票があって、その1票1票を村長は真剣に重く受け止めて村政を今までやってきたことも事実だと思います。今回村長が残りの2年間という任期の中、そして副村長も今2年たって、あと2年という任期の中で人材、担い手を選定することは極めて村長にとって難しい事態だったのかなと、私自身はそうのように思っているのですが、まずそのような考えはどのようにあったかということ。

そして、2年前民主的になされたその表決から採決されたこの副村長の人事であるならば、私は2年前4年の任期と言われた中でこの2年、そしてこれからのあと2年ということを考えれば、2年前の人事と今回の人事、それは別として考えるということは私にはできませんし、民主的になされた表決の下、重く受け止めて、私は議場にいた責任があるとも考えています。これから村政が効率的な動き、更別村の発展ということを考えれば、今の村長の今回の人事というものが必要不可欠なことになるのではないかなと思うところではあるのですが、そのような考えを改めてお聞かせください。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員さんおっしゃったように、私は前回の表決、あるいは皆さん方のご意見、それは忘れたことはありません。そのことを重く受け止めながら、ずっと村政に携わってきましたし、今もその気持ちは変わっておりません。だから、本当に任期のところもありまして、今回2年ということでもありますけれども、一応4年という副村長の任期という中でしっかり頑張ってもらいたいということでもあります。中でしっかり力を発揮してもらいたいということも思っていますし、何よりも皆さん方危惧されている村内に精通した村内から、私は行政畑出身ではありませんから、その部分では非常に至らないところもたくさんあるのではないかなというふうに日々反省していますけれども、やっぱり今まで村職員として頑張ってきた、そして今まで経験を積んできた、特に管理職も含めてそうですけれども、彼らはそういう力を本当につけてきておりますし、その部分では皆さん方からご指摘があったように、本当にそこを担っていくのは私の横にいるというのですか、そして今座っている彼らが村を引き継いでいかなければいけないのです。そして、そのため

に自分の思いを、村民の思いを、そして村のビジョンをしっかりと組み立てながら、そして行政を担っていく、トップに立っていく、あるいは理事者になっていくというところは絶対に必要だと思っていますので、それは必ず、必ず出ますし、そのことについては私は、今回あれですけれども、その中ではしっかり自分の任期の中ではやっていきたいというふうに思っております。ただ、今回については、いろんな状況の下、調整等なかなかできなかったということもありまして、その思いが実現はできないということで大変申し訳なく思っていますけれども、その思いをしっかりと刻みつつやって、村政について、また副村長が来ましたらその部分でしっかり指導もし、なおかつ自分も率先して動きながらやっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第49号 副村長の選任につき同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第49号 副村長の選任につき同意を求める件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立多数です。

したがって、議案第49号 副村長の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

この際、午前11時まで休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前11時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 議案第50号

○議 長 次に、日程第3、議案第50号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第50号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村課設置条例（平成15年更別村条例第31号）の一部を改正する条例を別紙のとおり

制定するものであります。

1の理由といたしまして、新たな行政課題と住民の多様なニーズに対応すべく、限られた人員で効率的に事務事業を推進するため、より適正な組織機構への見直しを行うことに伴い、課の分掌事務に変更が生じるため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、住民生活課の分掌事務である広報、広聴に関することを総務課の分掌事務に改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、条例の本文であります。課の分掌事務について規定する第2条、総務課の項、第11号を1号繰り下げ、第11号として「広報、広聴に関すること。」を加えるものであります。

同条、住民生活課の項、第7号を削り、第8号から第10号までを1条ずつ繰り上げるものであります。

次のページへまいりまして、附則といたしまして、この条例の施行期日を令和3年4月1日と規定するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 確認させていただきたいのですけれども、今回の課設置条例に関するところについては、これは理解できるのですけれども、今回の課設置条例に当たっての大きなところでどういうところが変わったのかという部分、そして私どもちょっと聞いていますけれども、会計管理者と出納課の出納課長、その部分が住民生活課にいくのだということから始まっていると思うのです。その際に会計管理者の在り方と、それから出納係が住民生活課にいくときに、これは規則で多分出てくるとは思うのですけれども、その一連の流れをもう少し詳しく説明していただきたいなと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 このたび組織の見直しということで、より効率的な限られた職員の人数で事務を行っていくということで組織の見直しを行ったところでございます。基本的には係の在り方を見直すということで、係の数を減らすことを大まかな目標として見直しを行ってまいりました。基本的には課はそのままということでしたけれども、出納課が少数の人数で構成されている課なものですから、出納課だけは住民生活課と統合するような形で出納課を廃止するという、そういう形で見直しを行いました。

今回課の設置条例の一部改正ということで提案させていただいているのですけれども、この中には出納課に関する部分が出てこないの、組織の見直しをしているとしながら、出納課を廃止しているのにそれが形に表れてこないの、ちょっと分かりづらい部分があるかと思うのですけれども、地方自治方法の第171条第6項で、普通地方公共団体の長は、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため規則で必要な組織を設けることができる

というふうに規定されていて、会計管理者は村長から独立した権限与えられているのですけれども、その会計管理者の権限に属する事務を担わせるために、今でいえば出納課ですけれども、その組織を設置するためには条例ではなくて規則で設置を規定するように自治法上で定められているものですから、この課の設置条例は村長の権限に属する部分の課の設置条例なものですから、もともと出納課が出てこないのです。そういうことがあって、課の設置では出納課の廃止という形で表れてきません。今でも更別村行政組織規則の中で出納課の設置というものを規定しております。本条例改正されましたら、今度行政組織規則を改正して出納課の設置の部分を削らなければならないのですけれども、出納課は住民生活課と統合する形にしておりますので、この行政組織規則の改正とともに会計管理者の権限に属する事務の処理に関する規則を新たに1つ制定したいというふうに今は考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 大体流れは分かったのですけれども、規則の改正ですから村長権限でやられるということは分かるのですけれども、その中身に関する議会もそうですし、住民周知もそうなのだけれども、規則の改正して、それをどんな形で要するに庁外、庁内ではなくて庁外に周知していくのか。規則改正したらそれでいいのだということではなくて、今出納課の中には、今正面入ったらそこに部屋があるわけで、そしたら住民生活課長は玄関から入ってくれば左側にいる。どのような配置まで考えているのか。ちょっと具体的にになりますけれども、要するに住民周知というか、住民に知ってもらうためにどのような考え方があるのか、そこを教えてください。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 住民の皆さんには、出納課の部分はあれですけれども、組織そのものを見直ししていますので、これは広報でお知らせをする予定としております。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 関連で重複しているところもあるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

ただいま説明のありました課の設置条例でございますけれども、基本的には規則にありますその係の部分の第1、広報、広聴及び云々からその他の統計調査までに関するというのが全て移行するのかというまず1点確認をさせてください。

それと、今私も聞こうと思っていたのですけれども、出納課の分掌事務については、確かに規則の中の第6条の中にのっております。過年度の中の多分収入役の関係の時代からの流れで、そういう流れを組んだ中の設置だと思うのですけれども、基本的には非常にこの規則も含めて分かりづらい、正直言って。分かりづらいというか、この解釈に当たっては、これに関係のある村長の権限に属する事務を処理するものという一文が入っています、出納課絡みで。それは、多分今課長がご説明していただいた中の内容の一部かなとい

うふうに推測するところでございますけれども、そういう部分については、機構も含めてという形でございますので、それは単なる機構図の中に表すという形ではなくて、そういうふうにしむけていく、そう改正するのだという粗筋なりなんなりの集約をしながら、広報で示していただきたいというふうに思います。

もう一点、申し訳ございません。この条例と規則を照らし合わせて、条例については課の設置条例です、基本的には。この内容を見ますと、所掌の係まで加味した内容を列記してございます。そこまで必要なかどうかという論議をまずしていただきたいというお願いでございます。なぜかという、規則の中にこれらの係の所掌の部分の内容が全てのとております。いわゆる条例と規則の重複が見られる。よろしいですか。やっぱり条例は条例です。そして、規則は規則です。だから、それが別物で動くという形ではなくて、この中の係の設置の中に、第3条に更別村課設置条例云々の設置された課に次の係を置くという形になっております。その中で明文化した業務分掌が出ているわけです。だから、そこまでの部分であえて条例でそこまでの細則を、細部をのせて、改正を図っていく必要性がまずあるのか、ないのかということの論点をしっかり踏まえて、そこは精査していただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 ご質問の1つ目なのですが、行政組織規則で規定されている住民生活課のうちの広報統計係の分掌事務の部分だろうと思うのですが、このうち総務課のほうに移動させる事務につきましては、第1号、第2号、第3号でございます。第1号、広報広聴及び行政相談に関する、広報紙の編集、発行に関する、村政要覧の編集、発行に関する、これを総務課に移動することとしております。

ご質問の2つ目なのですが、住民周知ということで、住民の皆さんに分かりやすい形でお知らせをしたいと考えております。

ご質問の3つ目なのですが、課の設置条例に分掌事務が規定されておまして、さらに行政組織規則でも規定されているということで、基本的には課の設置条例では課が所掌する大まかな大きなくりの事務を規定していて、行政組織規則では今度係ごとにさらに細かい分掌事務を規定しているところです。本村だけが独自の条例を規定しているというふうにはちょっと考えづらいのではありませんけれども、他の町村の条例も参考しながら、規定ぶりについては調査検討をしたいとは思いますが、改めるべきということになったときには議会でご審議を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 説明ありがとうございました。

それは、個人的な解釈の見解の差が出ると思うのですが、あくまでも課の条例で

すので、課はなぜ必要なのか、業務遂行上この課が、一応業務執行については今うちの更別村を考えると課というのが最終的な立案できる課であるということを考えれば、やっぱり課は課としてその部分の必要性については条例の必要性、先般の子育て応援課みたいな形の部分の条例は、これは業務執行上の条例としてこの課が必要なのだよというのは周知も含めてこれは図るべきだと思うのですけれども、係の部分の、確かに二重構造になっているというのは、係の所掌するまでの部分をあえてここの条例に入れることが望ましいのか、それとも業務執行上の人事異動も含めて、人員配置も含めて、これは柔軟に対応するという形のものもあっても私はいいと思うのです。一々この細部まで条例にのせて、一回一回議会にかけて承認を得るという部分の重要性というのは、あくまでも条例の中で本当に必要なのかという部分を問うているわけです、今。だから、行政執行の中で円滑に、なおかつ迅速にやるという部分があれば係の部分の所掌は、やっぱりそれは執行権の中で柔軟に対応できるという体制をつくるのが僕は必然的に必要ではないかという思いから、その点の質問をさせていただいていますので、その点の対応も含めてよろしく願いいたします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 調査検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第50号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第51号

○議 長 日程第4、議案第51号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第51号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,582万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,772万円とするものであります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。まず、歳出からご説明申し上げます。6ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費で1,582万円を追加し、補正後の予算額を2,862万3,000円とするものであります。説明欄にまいりまして、(1)、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、節10需用費で消耗品費71万6,000円、節11役務費で郵便料26万9,000円、国保連事務手数料1万5,000円を追加するものであります。説明欄(2)、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業、節12役務費で各種予防接種委託料1,482万円を追加するものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。5ページをお開きいただきたいというふうに思います。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金は1,482万円を追加し、補正後の額を1,502万5,000円とするものであります。歳出でご説明申し上げました新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に係る国からの負担金を追加するものであります。

項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金は100万円を追加し、補正後の額を209万2,000円とするものであります。歳出でご説明を申し上げました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る国からの補助金を追加するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 申し訳ございません。確認も含めていま一度ご回答いただきたいと思います。昨日同僚議員から一般質問をさせていただいて、詳細についてのご説明いただきました。まだまだこれからシミュレーションも含めて、いろんな部分対応も含めて、一応予定としてはスケジュールとしては4月の26日の週から接種できる体制をつくれるということでございますので、その点のシミュレーションも含めてつつがなく進めていただきたいというふうには思っておりますけれども、ちょっと気になったのですけれども、私の聞き違いかもしれないので、いま一度確認だけさせてください。昨日の説明の中で、接種体制についてということで1日140名という多分説明をいただいたと思うのですけれども、その確認をまずさせてください。というのは、接種曜日がまず決まっていて、水曜日、金曜日、午後1時半から午後4時半までということで、3時間ということで一応実施したいということで、その中の説明に加えて接種後の体調管理も含めてある程度20分、30分の体調観察が必要だという中で、多分私の聞き違いというよりもマックスの話をしているのであって、3時間でそれだけできるのかということと、昨日多分もう流れていますので、一般質問のやつ流れてしまっていますので、そういう解釈をした方もいらっしゃる可能性があるので、多分マックスだというふうにまず私は考えたのですけれども、1日140人やります

よと言っていて、なおかつ3時間の中で、そして接種後の体調観察も含めて20分、30分必要だということになれば、医師2名体制で、看護師も入るけれども、体調観察も含めてそれなりの人数が入るけれども、受付も含めて、待機時間も含めるとこれだけの人数はまず処理は不可能かなと思うのです、接種する段階での。ちょっと私の解釈間違っているのかもしれませんが。だけれども、そういう部分の誤解を招くというか、まだ決まっていないことは決まっていないことで仕方ないです。まだこれから決めていくことがたくさんありますので、まだまだシミュレーションしてみないと分からないけれども、やっぱり1日の体制の中で、半日の中でどれだけできるかという部分を明確に、私の解釈間違いだと思うのですけれども、それを明確にもう一回回答いただいて、ある程度4月の26日に向けてのシミュレーションも含めてしっかり進めていただきたいというふうに思います。その点確認だけさせてください。

○議長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 接種体制1日140人というようなことなのですが、まず基本的に今回この体制を協議する段階に当たっては、まず初めにインフルエンザを通常行っていますので、インフルエンザのワクチン接種のベースをまず基本に考えています。実際はインフルエンザワクチンの場合ですと、これよりもまだ短い時間で行われているのですけれども、今回のコロナワクチンに関しては当然初めてのこともありますしというようなこともあるものですから、そこら辺を加味した中で設定となっています。医師2人体制となっていますので、2月にもチラシ等でお知らせさせてもらっているのですけれども、想定されるのがどうしてもワクチン接種に関して疑問点ですとか不安点だとか、そういうようなことでかなり時間が取られるのかなというのは私方も想定しています。それは、ほかの町村で実際やっているのに関してもそのような報道はされていると思われます。そういうこともありまして、先ほど言った2月10日のチラシにもあらかじめかかりつけ医の方ですとかお医者さんにいろんな話をしていただくとか、当然問診だとかで時間を取られないような形で体制を取りたいということです。それとプラス受付に保健師を配置するということで、通常インフルエンザワクチンとかですとそういうような保健師配置だとかはしていないのですけれども、受付の段階でもそういうような相談を受けたりだとか、そういうところで時間をなるべくかけないようにというようなことの体制の中で140名ということです。これは、ある程度余裕を持っている想定はしているのですけれども、そうはいってもシミュレーションはやっているといいながら実際になった場合というのは、またこればかりは何とも言えないのですけれども、一応そのような形で体制は取る予定しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今の説明の中で、ちょっと私の理解力が少ないのかもしれませんが、医師2名体制で、受付だとかそういうものは別として、今1日3時間の予定の計画を立てています。180分です。その中で、事前問診だとかそういうものは別にして、私が心配

して言っているのは、私ができる、できないというよりも、体制的に整備してもやれる範疇というのは、どう逆算してでも体調観察も含めて、別の部屋に行っていただくという部分を含めると、密にならない、いろんなことの体制整備の中からいうと、今更別村老人福祉センターも含めて休憩所だとか研修室なんかあるのだけれども、基本的に180で140人だったら、1分か1分半ぐらいか2分の中でぴょんぴょん、ぴょんぴょん打っていくという形にはなるのでしょうかけれども、ただそれをローテーションさせたとしても、体調観察をするという形になれば、そこまでの密にならないという部分の観察を含めてそこまで押し込んでという部分がどうもちょっと理解できないというか、そういう部分の何か危険性を含んだ中の対応でないかという危惧をしているのです。密になり過ぎるというか。だから、そういうふうにはならないかもしれないけれども、ある程度それは早く打つというのは基本原則だけれども、やっぱり安全性も含めて、体調観察も含めてきちっともう一回シミュレーションした中で、何か140、140とあまり強く言われてしまうと、140もやれるのだなという話にも当然なってくるので、できなかったら何でやらないのという話になってしまうので、人数だけが独り歩きするのではなくて、実態に合わせた中できちっと精査するという形で進めていただきたいというふうに思っていますけれども、私の逆算の仕方が悪いのかどうか分からないけれども、ちょっとやっぱり。正直言って、課長今説明していただいたけれども、インフルエンザの場合は打ったらさよならです。私も何回も打っているけれども。そんな体調観察もくそもないです。あと精算して帰ってくれで終わりです。精算の時間待ちだけで。だけれども、今は打った人間については、事前問診は別にして、接種した後には体調観察が絶対義務づけられているわけです、それなりの。それを総体的に解釈して時間で割り返すと、そこまでの過密なスケジュールでいけるのかなという疑問があるよということだけは理解していただきたいと思うのです。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の接種の予約に関して1日140名ということですがけれども、あくまでも15分間隔で予約を受け付けるようにしておりますので、一度に140名が来るというようなことは当然不可能ですので、そのようなことは考えておりません。15分ごとに12名程度ずつ割り振りの中で、あとワクチン自体が1バイアルで取れる回数も決まっていますので、その人数に合わせた中で最大限可能な限り速やかに皆さんに打っていただきたいということで体制を取っております。当然この時間の中にはその後の経過観察という部分はまた別な時間に繰り込んでいきますので、最後の方が4時半であれば4時半に帰るわけでは当然ありませんので、国が言っているのは15分程度経過観察と言われているので、その間は当然看護師とかが経過を見ておりますし、うちの今回の考え方としては30分間この施設の中にいていただいて経過観察を行うと。これは、保健師ですとか看護師、それから事務職も含めてそういう体制を取るということと、何か急変があった場合は、医療機関で接種ということで、更別村はほかのところから比べるとそういう意味ではすごく体制に恵まれているのかなと思いますので、すぐ医療機関で対応も取れるというようなことにな

っています。一応限られた時間で可能な限り皆さん方に多く打っていただきたいということです、逆にこれから予約が始まるときに予定どおり予約が皆さん埋まってくれるのかなというか、こちらの都合で打ってくださいというような状況にもなるものですから、できれば皆さんもそれに合わせて打っていただけたらと思っていますので、体制については今は予定ですので、随時ワクチンの供給状況によっては多少人数は上下、少なかったり、多かったりすることの調整はかかると思いますので、またそれはその都度予約をしながらとなっています。何せ万全な体制を取らなければいけませんので、引き続きシミュレーション等を行って進めていきたいと思っております。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 昨日いろいろとるる説明受けた中で1つ分からない点というか、一応クーポンの券を配ると、郵送すると、それは分かるのです。これはほかの町村とも関連あるかもしれませんが、更別の住民は更別で打つということなのか。今回帯広市の場合施設入所者優先ということが出ていました。帯広市にはサ高住とかいろんな施設があって、更別の住民でありながらもそこに行っておられる方もおると。それは帯広市で打っていたのか、それは更別で打たなければならないのか、その辺の精査はできているのでしょうか。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 施設入所者ですとか入院患者さんにおかれましては、その入所している地域というか、市町村で接種できるということで、これは全国的な取扱いになっていますので、更別村の施設に入所されている方ですとか入院されている方は、市町村云々は別としてそこで打てると。逆に更別村民の方がよそのまちで入院ですとか施設入っている場合は、そちらで接種できるということになっております。一応これは全国的な取扱いになっておりますので、当然施設入っているわけですから移動はできませんので、そのような取扱いにはなっています。

あと、一般の方は、基本的にインフルエンザワクチンとかですと市町村関係なく打てるのですけれども、今回は全国一斉ということなものですから、基本はやはり市町村ごとでというようなことになっています。それぞれ勤務している場所だとか、利便性いいのではないかと色々な話は出ているのですけれども、恐らく1か所に限られたワクチンが公平に配るということになってくるものですから、基本は各自治体ということになっていますので、更別村に住所がある方については更別村からクーポン券を発送させてもらって、それによって接種をしていただくというような基本ベースというような形ですけれども、なっております。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第51号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第5、閉会中の所管事務調査について、議会運営委員会から議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて令和3年第1回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午前11時33分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

更別村議会議長

同 議員

同 議員